

新たな運輸関係社会資本整備のあり方に関する調査

1 調査の目的

本調査は、長期的な視野に立ち国土構造の基本的な考え方を示した、新しい全国総合開発計画としての「21世紀の国土のグランドデザイン」、また交通運輸サービスの提供に関する基本的な考え方を示した、運輸政策審議会総合部会答申における「需給調整規制廃止後の交通運輸政策の基本的な方向について」の方向性を勘案しつつ、昨今の運輸関係社会資本整備を取り巻く社会経済環境を背景として、今後の運輸関係社会資本整備の基本的な考え方について提案を行ったものである。

2 運輸関係社会資本整備の基本的な考え方

運輸政策審議会総合部会答申及び新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」について、内容を整理し検討を行った結果、運輸関係社会資本の整備については、交通運輸政策上の課題及び国土構造上の課題にそれぞれ対応した施策が必要となることが判明した。

そして、これら双方の課題に対応するためには、交通体系の整備と国土構造のあり方を別々のものとして捉えるのではなく、双方を調和させて考えることが重要であるとの基本的視点に立ち、交通体系の整備のための課題と望ましい国土構造の形成のための課題を抽出し、双方の課題の解決に資する運輸関係社会資本の整備を重点的かつ効率的に進める必要があるとして、その基本的な考え方について提案を行った。

3 運輸関係社会資本整備における主要課題

運輸関係社会資本整備の基本的な考え方に基づいて提案をした下記の10項目を、今後の運輸関係社会資本整備における主要課題と位置づけ、整備の必要性、具体的内容等について検討し、取りまとめを行った。

国際的な交流の拡大に対応するための国際空港や国際港湾の整備

地域間の連携、交流の促進を図るための高速鉄道、国内空港等国内幹線ネットワークの整備

通勤混雑や交通渋滞の緩和等の都市の生活環境の向上、及び生活者重視に資する都市交通ネットワークの整備

地域における生活の足の確保に資する交通体系の形成
少子・高齢化時代におけるバリアフリー化の推進

環境負荷の軽減に資する交通体系の形成

経済構造改革実現のための物流の効率化に資する交通体系の形成

国民のゆとり空間の拡大及び地域の活性化に資する観光の振興

交通運輸面における危機管理対策及び災害に強い交通体系の形成

次世代に向けた運輸技術の開発

4 運輸関係社会資本の整備に当たり配慮すべき事項

運輸関係社会資本については、その公共財的な性格として、「非競争性」や「排除不可能の原則」が作用し、また、施設の内容として、広域的かつ長期的な展望に基づいた計画を策定する必要性があり、更には、その整備のあり方については、整備主体及び整備の効率性や効果を勘案しつつ推進する必要があることから、実施に当たっては、国と地方における役割分担の明確化など、関係する主体間での適正な役割分担、及び投資の重点化など、効率性を追求した重点的かつ効果的な整備について配慮すべきとの提案を行った。

(要約：調査室 調査役 筑田清貴)